

令和2年4月9日

保護者の皆様へ

射水市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための小中学校の臨時休業について

日頃から、本市教育行政の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。富山県内においても新型コロナウイルスに感染した事例が相次いで報告されています。また、国が緊急事態宣言を発令することとなり、県立学校が2週間の臨時休業を決定いたしました。

上記の状況を踏まえ、4月6日に本市小学校及び中学校において新年度を開始したばかりではありますが、児童生徒の健康、安全、安心を最優先し、感染拡大を防ぐため、また感染への不安を払拭することに配慮し、学校の円滑な運営を図る観点から総合的に勘案し、次のとおり臨時休業を実施することといたします。

保護者の皆様におかれましては、こうした緊急の事情をご理解いただき、今回の措置に特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<臨時休業期間>

令和2年4月13日(月)～4月24日(金)まで

○ ご留意いただきたい事柄

(1) 児童生徒の感染防止と健康維持について

- ・不要不急の外出を控え、健康保持にご配慮をお願いいたします。
- ・万一、感染者、濃厚接触者となった場合は速やかに学校へご連絡ください。

(2) 臨時休業期間中の下学年児童の家庭での対応が困難な場合について

- ・小学1年生～3年生の児童で、家庭で日中の対応が困難な場合は、保護者の申し出により、学校での自習体制を整えます。やむを得ず必要が生じた場合は各学校へご相談ください。

(3) 登校日について

- ・各学校の実情に応じて、臨時休業期間中に、家庭学習や生活についての確認及び支援を行うため、校長の判断で登校日を設けます。
- ・実施の際、改めて各校から案内いたします。

○ その他

- ・臨時休業中は、学校ホームページや学校メール等で連絡を行いますので、必ずご確認くださいませようよろしくお願いいたします。
- ・臨時休業中は中学校の部活動は中止します。
- ・4月24日(金)以降の対応については、別途連絡いたします。